

【関西女子短期大学同窓会開催に係る助成金制度要領】

(趣旨目的)

第1条 関西女子短期大学同窓会では、同窓会活動の活性化を図るため、同窓会員が主催する同期会等の費用を助成することにより、同窓会活動への参加を促すことを目的とする。

(助成の種類)

第2条 この要領による助成の対象は、次のとおりとする。

- 1) 学年、学科、専攻が同じ卒業生の集まり(同期会)
- 2) 都道府県が同じ卒業生の集まり(地方会)
- 3) 複数の卒業時期で同じコースの卒業生の集まり(コース会)
- 4) 現在の業種が同じまたは勤務地が同じ卒業生の集まり

(助成金額)

第3条 助成金は参加者1名につき2,000円とする。

※上限10万円。

(助成要件)

第4条 10名以上の正会員の参加が見込まれる同期会等で、かつ政治的活動、宗教活動、営利活動を目的としていないこと。

2. 同期会等開催に伴い、知り得た住所異動や消息等の個人情報をもと、同窓会事務局へ提供する。
3. 開催報告書の内容や写真を会報誌または同窓会ホームページへ掲載することに同意した同期会等とする。
4. 申請は1グループにつき年度内1回迄(4月～翌年3月)とする。但し、個人が重複して参加する場合は年度内2回までとする。
5. 助成は先着順とし、当該年度の予算をすべて支出した場合には打ち切りとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする会員は、所定の様式による申請書を、同窓会事務局に提出しなければならない。

2. 申請は代表幹事もしくは代表者が行うものとする。
3. 申請は開催予定日の2ヶ月前迄に行うものとする。

(助成金の決定)

第6条 前条に定める申請書の提出があったときは、役員会に諮り決定するものとする。

2. 決定した助成については、同窓会事務局を通じて申請者へ通知する。

(収支決済の報告)

第7条 助成を受けた同期会等は、開催後2ヶ月以内に報告書を同窓会事務局へ提出しなければならない。

2. 人数確認ができる出席者名簿と集合写真を提出しなければならない。

(情報の公開)

第8条 関西女子短期大学同窓会は、会報誌または同窓会ホームページにおいて助成を実施した活動を公表する。

(助成金の取消)

第9条 次の場合、申請（申請決定後）があっても取り消す場合がある。

- 1) 申請書類に不備がある場合
- 2) 不正な申請があった場合
- 3) 報告書に不備や出席者の確認できる写真の提出がなかった場合

附則

この要領は令和6年6月17日より施行する。